

令和5年度福岡県県有施設への太陽光発電設備導入に係る事前調査業務及び
設計・施工一括発注方式に係る要求水準書検討・作成等業務

プロポーザル実施要領

本要領は、「令和5年度福岡県県有施設への太陽光発電設備導入に係る事前調査業務及び設計・施工一括発注方式に係る要求水準書検討・作成等業務」の委託事業者の選定にあたり必要な事項を定めるものである。

1 事業概要

(1) 業務の名称

令和5年度福岡県県有施設への太陽光発電設備導入に係る事前調査業務及び設計・施工一括発注方式に係る要求水準書検討・作成等業務

(2) 業務の目的、委託期間及び業務内容

別紙1「令和5年度福岡県県有施設への太陽光発電設備導入に係る事前調査業務及び設計・施工一括発注方式に係る要求水準書検討・作成等業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり。

(3) 予算額上限

66,895千円(消費税及び地方消費税込み)

2 公募参加資格

(1) 参加者の要件

次の①から⑧までのいずれにも該当している者、又は、次の①から⑧までのいずれにも該当している者を代表構成員(構成員中で出資比率が最大の者をいう。)とし、次の①から⑤まで、⑦及び⑧のいずれにも該当している者を構成員として自主結成された共同企業体(構成員の数は3者以内(代表構成員も含めて3者以内)。以下「JV」という。)とする。

- ①仕様書に基づく業務を遂行するに十分な能力及び実績を有していること。
- ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)に規定する者に該当しないこと。
- ③設計について、「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加するのに必要な資格」(平成28年3月福岡県告示第219号)に定める資格を得ている者(参加表明書提出時点において令和4年度福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)登載者)であること。
- ④福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱(昭和62年6月30日総務部長依命通達)に基づく指名停止期間中でない者。
- ⑤福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)第2条第1号、第2号若しく

は第3号の規定に該当し、又は同条例に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

⑥参加申込書の提出時点で、一般社団法人環境共創イニシアチブが定める ZEB プランナーの登録をしていること。ただし、登録種別は「コンサルティング」かつ「その他設計」であること。

⑦単体参加者、JV の各構成員は、本プロポーザルの他の単体参加者又は JV の構成員並びに協力事務所でないこと。

⑧本プロポーザルの他の提案者と、経営上密接な関連がないこと。なお、経営上密接な関連がある会社とは次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社

イ 親会社と子会社又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある会社

ウ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

エ 事業協同組合とその構成員にある会社

(2) 配置技術者の要件

①業務主任技術者（※）

次のいずれにも該当している者を配置すること。

ア 参加者の組織に所属していること。この場合において参加者が共同企業体である場合は代表構成員に所属していること。

イ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者

※「業務主任技術者」とは、業務の技術上の管理を行う者をいう（管理技術者と同義）。

②実務主任技術者

担当技術者の中から、建築（構造）、電気設備の各部門の責任者として、次の資格要件を満たす主任担当技術者を1名ずつ配置すること。この場合において管理技術者及び各部門の主任担当技術者は兼任しないこと。

ア 建築（構造）主任担当技術者は、構造設計一級建築士または一級建築士の資格を有する者とする。

イ 電気設備主任担当技術者は、設備設計一級建築士、一級建築士、建築設備士のいずれかの資格を有する者とする。

※「実務主任技術者」とは、業務主任技術者の下で各分担業務分野の担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

【留意点】

- ・協力事務所（参加者の組織でない事務所で、専門分野において技術の提供等をおこなう事務所）へ再委託等をする場合は、当該協力事務所が本プロポーザルの参加者（当該参加者が共同企業体である場合は、その代表構成員及び構成員）でないこと。なお、協力事務所としての重複は妨げない。
- ・建築（構造）主任担当技術者は、参加者の組織に所属している必要はない。

3 公募スケジュール

令和5年3月24日(金)	公募開始
3月29日(水)	質問書提出期限
4月3日(月)	質問書に対する回答
4月7日(金)	参加申込書提出期限
4月19日(水)	企画提案書提出期限
4月下旬～5月上旬	企画提案書の審査、選定結果通知送付
5月上旬	契約締結

4 参加申込手続

(1) 提出書類及び提出期限

本プロポーザルに参加を希望する場合は、以下の書類を提出すること。

① 参加申し込みについて (提出期限：令和5年4月7日(金) 17時必着)

・参加申込書(様式1-1)

※JVを結成する場合は「共同企業体(JV)結成届」(様式1-2)も併せて提出すること。

[添付書類] ※JVの場合は、構成員全てについて提出のこと。

- ・定款(法人の場合)
- ・申込者の直近の経営状況を確認できる書類(財務諸表等)
- ・申込者の事業内容を確認できる書類(パンフレット等)

② 企画提案等について (提出期限：令和5年4月19日(水) 17時必着)

・企画提案書(単体用)(様式2-1)

※作成にあたっては、別紙3「企画提案書作成要領」を参照すること。

※JVの場合は「企画提案書(共同企業体用)」(様式2-2)の様式で提出のこと。

・価格提案書及び積算書(様式3)

税抜価格で価格提案をすること。見積金額の有効数字直前に¥を付すこと。

価格提案書の裏面が積算書となるよう印刷すること。

・その他提案の説明に要する書類

【提出書類作成上の注意点】

- ・様式1-1(1-2)、様式2-1(2-2)、様式3はA4版で作成すること。
なお、図表等の参考資料については、A3版での提出も可とする。
- ・使用する言語は日本語とすること。
- ・提出部数は10部提出のこと。

(2) 提出方法

「9 問い合わせ先」に持参又は郵送により提出すること。持参の場合の受付は、土日祝日を除く9時から17時までとする。

なお、郵送による提出の場合は、送付した旨を電話連絡すること。

5 本プロポーザルに関する質疑

(1) 質問方法

「プロポーザルに関する質問書（様式4）」に必要事項を記入の上、「問い合わせ先」に記載のアドレス宛に電子メールで提出の上、提出した旨を電話連絡すること。

また、電子メールの表題は「県有施設への太陽光発電設備導入 プロポーザルに関する質問」とすること。

なお、口頭による質問は受け付けないこととする。

(2) 質問書提出期限

令和5年3月29日（水）17時必着

(3) 質問に対する回答

質問内容及び回答は、「参加申込書（様式1-1）」を提出した全ての者（辞退者を除く。）に対して、電子メールにより通知する。

ただし、質問内容が軽微な場合や、質問者の提案内容に密接に関わる場合等においては、質問者に対して個別に回答することがある。

(4) その他

本プロポーザルに関する説明会は開催しない。

6 参加の辞退

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに「辞退届（様式5）」により「問い合わせ先」に記載の部局へ持参、電子メール、FAX又は郵送により提出すること。持参の場合の受付は、土日祝日を除く9時から17時までとする。

なお、持参以外の方法による提出の場合は、送付した旨を電話連絡すること。

7 企画提案書の審査及び選定

(1) 審査機関

本件業務受託予定者（以下「受託予定者」という。）の選定は、福岡県が設置する選定委員会により行う。

(2) 審査基準

企画提案書の評価項目及び審査基準は、以下「審査基準表」のとおりである。

審査基準表

評価項目		評価基準	点数
1	効率的に調査業務を進めるための手法について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施体制について、業務目的を達成するための十分な体制が組織され、役割分担が明確になされているか。 ○ 実施スケジュールについて、発注者の意図を十分理解し、限られた期間の中でも、業務目的を達成できるスケジュールが考えられているか。 	10
2	これまでの実績について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 太陽光発電設備導入(太陽光発電設備のみの整備事業でない場合を含む)に係る設計や施工の実績は豊富か。 ○ 設計・施工一括発注(DB)事業やPFI事業(※)に係る業務の実績は豊富か。 <small>※PFI事業: 民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手段。</small> 	10
3	事前調査について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計・施工一括発注(DB)事業やPFI事業に係る業務の実績から得られた経験や知見が具体的に記載されているか。その経験等が今回の業務に生かされ、成果につながると考えられるか。 ○ 庁舎・事務所、学校、警察、その他施設など利用形態の異なる県有施設において、電気設備検討方針(手法)が十分考えられているか。 ○ 建築年が異なり、形状も大きく異なる施設において、的確な構造検討ができるよう構造検討方針(手法)が十分考えられているか。 	40
4	設計・施工一括発注方式に係る要求水準書検討・作成等について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計・施工一括発注方式による太陽光発電設備の設置を確実に進めるため、どのような要求水準書の作成を視野に入れているか。DBの特性を理解した提案になっているか。 	40
合計(価格以外)			100
5	提案価格について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提案価格に係る評価について(※) 算出方法: $80 \text{点} \times \frac{\text{提案価格のうち最低価格}}{\text{自社の提案価格}}$ ※ただし、提案価格の積算内容が事業内容と整合性があり、妥当なものとなっている場合のみ、上記算出方法で、提案価格を評価する。 ※1点未満は切捨。 	80
合計(価格)			80
総計			180

(3) 審査方法

提出書類の書面審査及び対面（または Web 会議形式）による企画内容のプレゼンテーション（各参加者 15 分程度）によって行う。

なお、実施日程については、参加申込を行った者に対して別途通知する。

(4) 選定方法

失格者を除いた者のうち、総合点が最も高いものを受託予定者として選定する。

ただし、総合点が最も高い者が 2 人以上のときは、当該提案者の中から選定委員会の協議により、受託予定者を選定する。

なお、提案者が 1 者の場合は、選定委員会の審査を踏まえて選定の可否を決定する。

(5) 選定結果の公表

選定結果については、本プロポーザルの参加者に電子メールで通知するとともに、福岡県のホームページで公表する。

(6) 提案者がいない場合の取り扱い

提出期限内に企画提案書を提出した者がいない場合は、公募を中止し、本プロポーザルの内容を再検討する。

8 失格事由

本プロポーザルに参加を希望する者が次のいずれかに該当する場合、その者は参加資格を失うものとする。

- (1) 「2 公募参加資格」を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類の全部又は一部が提出されていない場合

9 問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

福岡県環境部環境保全課 調査指導係（担当：岡田、犬東）

TEL：092-643-3356 FAX：092-643-3357

電子メール：kanho@pref.fukuoka.lg.jp